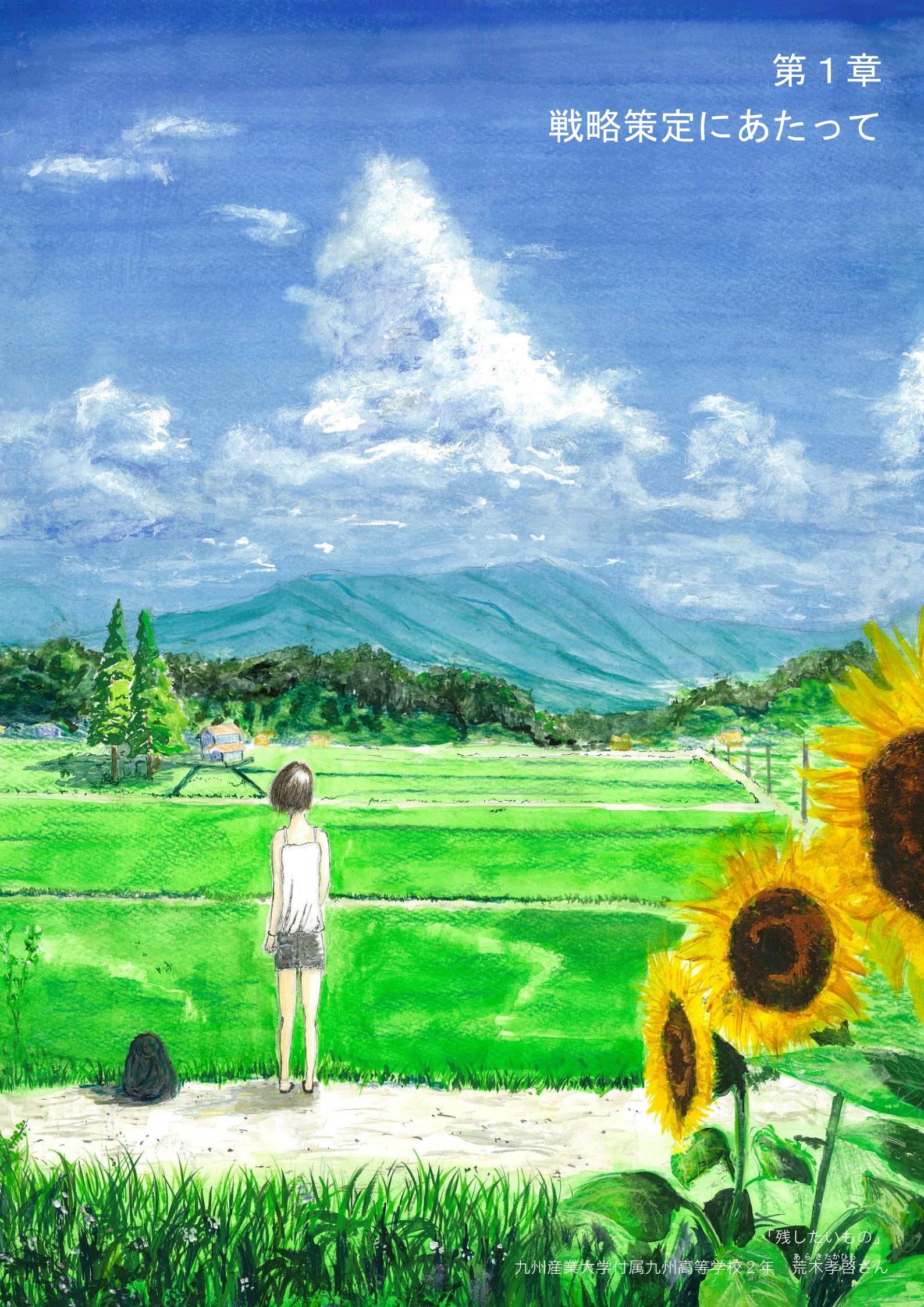


第1章 戦略策定にあたって



「残したいもの」

九州産業大学付属九州高等学校2年 荒木孝啓さん

第1章 戦略策定にあたって

1. 生きものに支えられる私たちの暮らし

私たちの暮らしは様々な生きものの恵みによって成り立っています。生きものの恵みを次の世代に引き継ぐためには、持続可能なかたちでこれを利用していくことが求められます。そのためには、生きものを賢く利用する知恵を継承するとともに新たに生み出し、また、持続可能な利用のための適切な社会・経済的な仕組みを創り出すことが必要です。

■ 暮らしの基礎

私たちは食物、衣料、紙、医薬品など、様々な生物由来の資源に依存して生活しています。多様な生物の存在は、多様な食材の提供、新たな医薬品の開発など、私たちが豊かな生活を送る上で重要な役割を担っています。



写真：スイゼンジノリ

現在では世界中で朝倉市の黄金川で栽培されるのみとなっています。和え物などにして食べられます。



写真：ワラスポ

国内では有明海奥部の軟泥干潟にだけ生息する魚。煮物などにして食べられます。



写真：500系新幹線

山陽新幹線のこの列車は空気抵抗を最小限にするため、カワセミのくちばしの形をまねて造られました。

■ 文化の多様性を支える

日本列島に住む人々は自然の中に様々な神を見だし、信仰の対象としてきました。また、このような信仰とそれに支えられた生活は、様々な祭りや踊り、歌、工芸品を生み出してきました。釣りや草遊びなどの遊び、自然史研究なども多様な生物がいることで成り立っている文化です。



写真：太宰府天満宮の木うそ

神事に用いられる木製の人形。鳥のウソがモデルとなっており、コシアブラを使って作られます。



写真：鮭神社

嘉麻市の鮭神社では、その年にとれたサケ（海神の遣い）を神社境内の鮭塚に納める献鮭祭が行われます。



写真：京築神楽

京築地方では、五穀豊穡などを祈る神楽が盛んです。30以上の神楽講が活動を続けています。

■ 自然に守られる私たちの暮らし

多様な生物により構成される生態系は私たちの暮らしの安全や安定に役立っています。農地の病害虫発生抑制、干潟による水質浄化、森林の水源かん養機能などがその例です。



写真：ナガコガネグモ

多様な生物が農地に生息することにより、天敵となる生物も存在し、病害虫の発生が抑制されます。



写真：曾根干潟（北九州市）

干潟では食物連鎖を通じた有機物の分解、微生物による脱窒作用などにより、水質が浄化されます。



写真：ブナ林（福岡市・金山）

森林では高木から林床の草まで、様々な植物がみられ、それが水源かん養、土砂災害防止などに役立っています。

■ 生きものがうみだす大気・水・土

地球上の生物はおおよそ 40 億年の歴史を経て様々な環境に適応して多様に進化し、それらの多様な生物と大気、水、土壌などの要素が密接に関わって生物の生存基盤をかたちづくっています。

植物は、光合成によって生物に必要な酸素を供給するとともに、葉からの蒸発散などを通じた水の循環においても大きな役割を担っています。一方で植物は、土壌生物の働きによってつくられた土壌と栄養塩に依存しています。

このように生命の基盤には多様な生物がかかわっており、機能の維持には生物の多様性と関係性の維持が重要です。

コラム1 有明海特産種・エツが育む文化

エツという魚は有明海の特産種（国内では有明海にのみ生息）で、普段は河口周辺にいますが、初夏になると川をさかのぼって産卵します。産卵場所は国内ではほぼ筑後川に限られます。

筑後川では、産卵のために遡上してきたエツを刺網漁、流し刺網漁などで捕ります。捕れたエツは筑後川下流域の代表的な郷土料理の食材として利用されています。

このように、エツという魚の存在が、この地域にそれを捕るための漁法と食べるための料理法という文化を育んできたといえます。



エツ



エツ刺網漁



エツ料理

2. 生物多様性とは

生物多様性とは、生きものや生態系の豊かさを表す言葉です。生物多様性には、以下の3つのレベルの多様性があります。

■ 生態系の多様性（場と関係の多様性）



森林（照葉樹林）



水辺（クリーク）



草原（二次草原）

県内には森林、農地、河川、農業用水路・クリーク、ため池、草原、湿地、海域など、様々なタイプの生態系がみられます。地域ごとの気候や地形・地質といった物理的な環境とそれぞれの生息・生育環境に適応した様々な生きものが相互に影響しあいながら、地域に固有の生態系を形成しています。

■ 種間の多様性（種の多様性）



セボシタビラ



ニッポンバラタナゴ



カゼトゲタナゴ

福岡県内に生息するタナゴ類3種で、県内では「しびんた」などと呼ばれます。いずれの種も小河川や水路に生息し、ドブガイ、マツカサガイなどの二枚貝に卵を産みつけます。セボシタビラとカゼトゲタナゴは北部九州にのみ生息する種です。近年、河川や水路の改修、水質の悪化、外来種の侵入などによって減少しています。

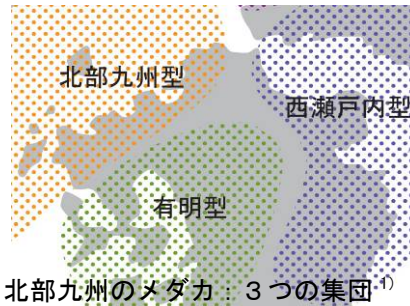
■ 種内の多様性（遺伝子の多様性、個体群（集団）の多様性）



遺伝子の多様性：ナミテントウは個体ごとに模様が違います。これはそれぞれ遺伝子が異なるためです。



個体群（集団）の多様性：県内のメダカは、遺伝的に異なった3つの集団に分かれています¹⁾。メダカは山を越えて移動できないため、長い歴史の中でこのように分化しました。



なお、「生物多様性」とは、単にいろいろな生きものがいるだけのことではなく、それぞれの土地で進化してきたひとつひとつ「個性」をもった多様な生きものが、他の生きものと直接的、間接的に「つながり」を持って生きている状態を指すことばとして使われます。

生きものの「個性」とは？

- 同じ種であっても個体ごとにそれぞれ少しずつ違うこと（人もそれぞれ顔が違い、病気に対する耐性も違うことなど）
- 各地域に固有の生物相（地域の歴史や環境を背景とした生きもののセット）がみられること
- 各地域にそれぞれ特有の自然があること（「個性」をもった生きものが結びついて創り出した地域に固有の生態系が存在すること）



オングスジシマドジョウ。スジシマドジョウの仲間は河川の流域ごとに分化が進んでおり、県内では、遠賀川流域にはオングスジシマドジョウ、博多湾流入河川にはハカタスジシマドジョウ、有明海流入河川にはアリアケスジシマドジョウが、それぞれ分布しています。

生きものの「つながり」とは？

- 「食う－食われる」というつながり
- 子孫を残す（繁殖の）ためのつながり
- 共生する微生物（動物の腸内細菌、植物の菌根菌など）とのつながり
- 地域に固有な地形や地質、地史、気候と生きものとのつながり
- そのほか、花粉の媒介、種子散布、寄生、様々な間接的な相互作用など
- 人間に固有の他の生物とのつながり：作物の栽培、家畜の飼育、他の生物を様々な楽しみの対象とすることなど



コシオガマの蜜を吸うトラマルハナバチ。トラマルハナバチは餌として花蜜や花粉をもらう代わりに花の受粉を助けます。

生きものそれぞれの個性やそれらのつながりは、これまでの進化の歴史の中でかたちづくられたもので、いわば、地球から授けられた遺産とも言えます。このような遺産を私たちの世代で失うことなく、次の世代に引き継いでいくことは私たちの責務です。

コラム2 消える農作物の地方品種

私たちの食卓を豊かにしてくれる様々な野菜。その中には、博多の雑煮に欠かせない「かつお菜」や、八女地方に伝わる「八媛在来かぼちゃ」など、様々な地方品種もみられ、地域の食文化を多様なものにしています。このような様々な農作物の地方品種が存在することも、「種内の多様性」の一つです。しかし、1950年代以降、形がそろった野菜が好まれ、不ぞろいな在来作物の種類は減ったといわれています²⁾。地域の食の個性を守るためにも、農作物の地方品種を後世に伝えていきたいものです。

3. 策定の背景

■ 生物多様性の保全が求められる理由

地球上の生きものは、およそ 40 億年の歴史を経て様々な環境に適応して多様に進化し、直接的または間接的に互いにつながりをもって生きています。私たち人類も生きものつながりの中で生存するとともに、他の生物を食料、医薬品、衣料や住居の材料、紙などとして利用し、また、そのような生きものに支えられた暮らしの中で各地域に固有の文化を育んできました。

地球上には未知の種も含めると 3000 万種とも推定される生きものがみられますが、そのうちの少なくない種が近年絶滅し、または絶滅の危機に瀕しています。例えば、国際自然保護連合（IUCN）が評価した動物のうち、哺乳類では 21%、両生類では 30% と極めて高い割合の種が絶滅危惧種となっています。

生物多様性が損なわれれば、私たちが受けるその恵みも低下し、ひいては将来にわたる暮らしの基盤を失うことにもなります。

以上のような生物多様性の危機を背景に、1992 年、生物多様性条約が採択され、日本は 1993 年に 18 番目の締約国として同条約を締結し、国として生物多様性の保全を約束しました。



クロツラヘラサギ：干潟に飛来する渡り鳥。県内では博多湾などでみられます。全世界でも 2000 羽程度しか確認されず、絶滅が危惧されています。

■ 福岡県において生物多様性戦略を策定する理由

生物多様性条約を締結したことに伴い、国は 1995 年に「生物多様性国家戦略」を策定し、2008 年には生物多様性基本法を制定しました。「生物多様性基本法」第 13 条では、地方自治体が生物多様性地域戦略を策定することを努力義務としており、本戦略はこの規定に基づいて策定したものです。

福岡県は狭いながらも多様な環境と地域ごとの固有の地史をもつ地域です。このことが、福岡県を様々な生きものがみられる興味深い地域にしています。

しかし、近年、県内でも絶滅してしまった生きものや、絶滅の危機に瀕している生きものが増えています。例えば、以前は水田に普通にみられたトノサマガエルも、近年では数が減り、絶滅が危惧される状況になっています。

このように県内でも生物多様性の危機が高まっており、また、私たちの生活は地球規模の生物多様性にも影響を及ぼしていることから、福岡県においても生物多様性保全に関する総合的かつ計画的な施策の推進が緊急の課題となっています。



トノサマガエル：水田などでみられます。農法の変化などによって減っており、福岡県レッドデータブック 2001 でも絶滅危惧種に選定されています。

4. 生物多様性をめぐる国内外の動向

1992年採択の生物多様性条約において生物多様性保全のための包括的な枠組みが設定されて以降、国内においても1995年の「生物多様性国家戦略」の策定、2008年の生物多様性基本法の制定など、保全のための方針や制度が整えられてきました。その後、2010年に名古屋市で開催された生物多様性条約の第10回締約国会議（COP10）では「愛知目標（戦略計画2011-2020）」が設定されました。国内では同目標を反映した「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定され、国別目標などの具体的な目標によって、生物多様性保全のための施策を推進することとしています。福岡県生物多様性戦略も、このような国内外の動向をふまえて策定しました。

生物多様性条約（1992年採択、締約国数：193の国と地域（2012年現在））

- 目的：①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
- 国際条約で初めて「生物多様性」という概念を採用。1973年採択の「ワシントン条約」、71年採択の「ラムサール条約」、72年採択の「世界遺産条約」などでそれぞれ対象となっていた、種の保全、生息地の保全などを包括。
- 生物多様性の保全と人間の営みのあり方（開発、経済の仕組みなど）を一体的にとらえる枠組み
- 基本的な考え方は1980年の「世界保全戦略—持続可能な開発のための生物資源の保全—」にさかのぼる。ここで、「持続可能な開発」の概念が初めて公表される。

2010年目標（COP6、2002年）

- 2010年までに生物多様性損失の速度を顕著に減少させる
- ⇒ 21の個別の目標の全てについて達成されず（2010年、生物多様性条約事務局報告）

日本・生物多様性条約締結（1993年） 生物多様性国家戦略（1995年） 生物多様性基本法（2008年）

- 第13条：地方自治体が生物多様性地域戦略を策定することを努力義務に

愛知目標（COP10、2010年）

- 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。
- 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。
- 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。
- 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。
- 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

生物多様性国家戦略2012-2020（2012年）

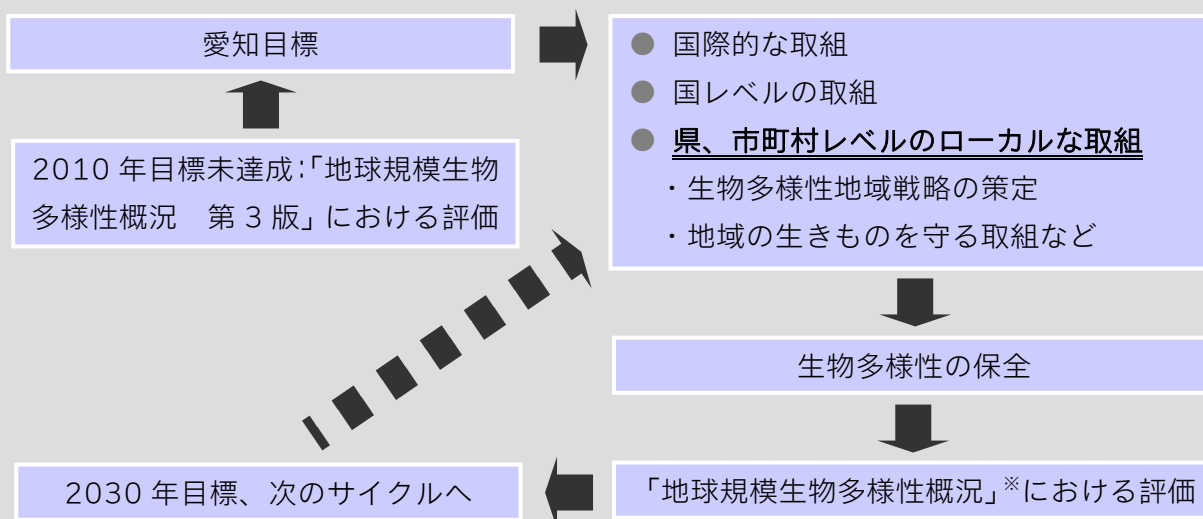
- 「愛知目標」に対応した日本の国別目標（13目標）を設定
- 基本戦略に「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」を新規追加
- 「生物多様性の経済的価値評価」等の取組を充実・強化
- 主な国別目標
 - ▶ 生物多様性の社会における主流化の達成
 - ▶ 生物多様性を確保した農林水産業の実施
 - ▶ 陸域の17%、海域等の10%の適切な保全
 - ▶ 絶滅危惧種の絶滅防止など

福岡県生物多様性戦略（2013年）

コラム3 地域の取組と国際的な枠組み

2002年のCOP6で策定された「2010年目標」では「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という目標を掲げていましたが、2010年に発表された「地球規模生物多様性概況 第3版」において、この目標は達成できなかったと結論づけられました。この反省をふまえて「愛知目標」が設定され、各国政府は愛知目標達成のための取組を推進しています。

日本国内でも愛知目標の内容をふまえて生物多様性国家戦略が改訂され、この戦略に基づいて今後、生物多様性保全に関する施策が推進されることになっています。生物多様性には地域ごとに固有の問題があり、その保全に際しては、このような国レベルの取組だけでなく、各地方の取組（生物多様性地域戦略の策定、地域の生きものを守る取組など）も重要です。これらの取組を通じて愛知目標を達成し、生物多様性の保全を実現することが望まれます。



※ 「地球規模生物多様性概況」とは、生物多様性条約事務局と国連環境計画が共同で作成する報告書。10年ごとに設定している生物多様性保全に関する目標の達成状況进行评估しています。

愛知目標	福岡県生物多様性戦略
<ul style="list-style-type: none"> ● 目標 2：生物多様性の価値が国と地方の開発・貧困解消のための計画に統合され、国家勘定、報告制度に組み込まれること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政施策への浸透（120 ページ） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各種計画策定における生物多様性保全等の視点の導入
<ul style="list-style-type: none"> ● 目標 7：農業、漁業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理されること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性に配慮した農林水産業の推進（111～115 ページ）
<ul style="list-style-type: none"> ● 目標 11：保護地域の数値目標、陸域 17%、海域 10% 	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要地域の保全（89～93 ページ） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自然公園区域の拡充、国定公園の海域公園地区制度の活用検討など

生物多様性保全のための条約、法律などの動向は下表のとおりです。この中で「生物多様性」という概念が導入されたのは1992年の生物多様性条約採択以後のことで、近年では様々な法律や条令が生物多様性保全の観点から見直されるようになってきています。例えば自然公園法の2010年の改正では、法の目的に「生物の多様性の確保に寄与すること」が追加されました。県内では福岡県環境保全に関する条例の2002年の改正において、県の責務に「生物の多様性の確保を図ること」が加わりました。

今後は、このような条約や法律の理念をふまえ、あらゆる計画や施策などの意思決定に生物多様性の視点を導入するとともに、実効性のある生物多様性保全の取組の推進が求められています。

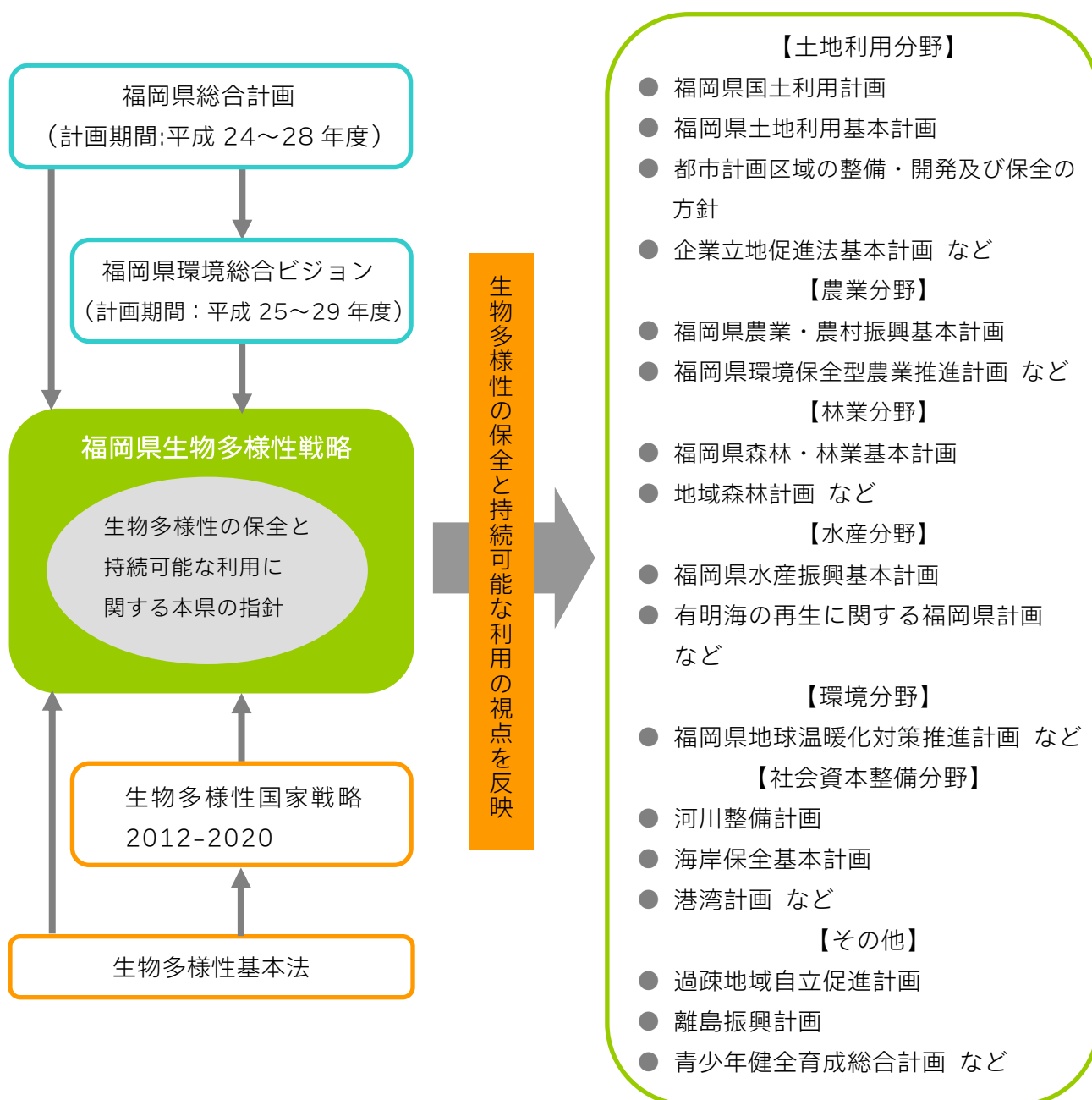
年	世界	日本	福岡県
1957年		「自然公園法」制定	
1963年			「福岡県立自然公園条例」制定
1971年	「ラムサール条約」採択		
1972年	国連人間環境会議開催	「自然環境保全部」制定	「福岡県環境保全に関する条例」制定
1973年	「ワシントン条約」採択	「瀬戸内海環境保全特別措置法」制定	
1980年	「世界保全戦略—持続可能な開発のための生物資源の保全—」		「福岡県自然海浜保全地区条例」制定
1992年	「生物多様性条約」採択	「種の保存法」制定	
1993年		「環境基本法」制定	
1995年		「生物多様性国家戦略」策定	
1997年		「環境影響評価法」制定	
1998年			「福岡県環境影響評価条例」制定
2000年	「カルタヘナ議定書」採択		
2002年	COP6「2010年目標」採択	「新・生物多様性国家戦略」策定 「自然再生推進法」制定	「福岡県環境保全に関する条例」改正（「生物の多様性の確保を図ること」が責務に加わる）
2003年		「カルタヘナ法」制定	
2004年		「外来生物法」制定	
2006年			「福岡県森林環境税条例」制定
2007年		「第三次生物多様性国家戦略」策定 「農林水産省生物多様性戦略」策定	
2008年		「生物多様性基本法」制定	
2010年	COP10「名古屋議定書」、 「愛知目標」採択	「生物多様性国家戦略2010」策定 「生物多様性地域連携促進法」制定 「自然公園法」改正	
2011年		「海洋生物多様性保全戦略」策定	
2012年	国連持続可能な開発のための世界会議（Rio+20）開催	「生物多様性国家戦略2012-2020」策定	
2013年			「福岡県生物多様性戦略」策定

5. 戦略の基本的事項

■ 位置づけと役割

福岡県生物多様性戦略は生物多様性基本法第13条にもとづく法定計画です。生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、生物多様性に関する本県の基本計画となり、本県初めての自然環境分野の総合的な計画となります。

策定にあたっては、県政推進の指針となる「福岡県総合計画」及び環境行政の基本計画である「福岡県環境総合ビジョン」をふまえ、生物多様性基本法や「生物多様性国家戦略」との整合を図りました。生物多様性の保全と持続可能な利用は、様々な社会経済活動との関連が深いため、今後は、農林水産分野、社会資本整備分野など本県の関連計画にも戦略の趣旨を反映します。関連施策を生物多様性の保全等を考慮したものとするにより、社会経済活動の転換を目指していきます。



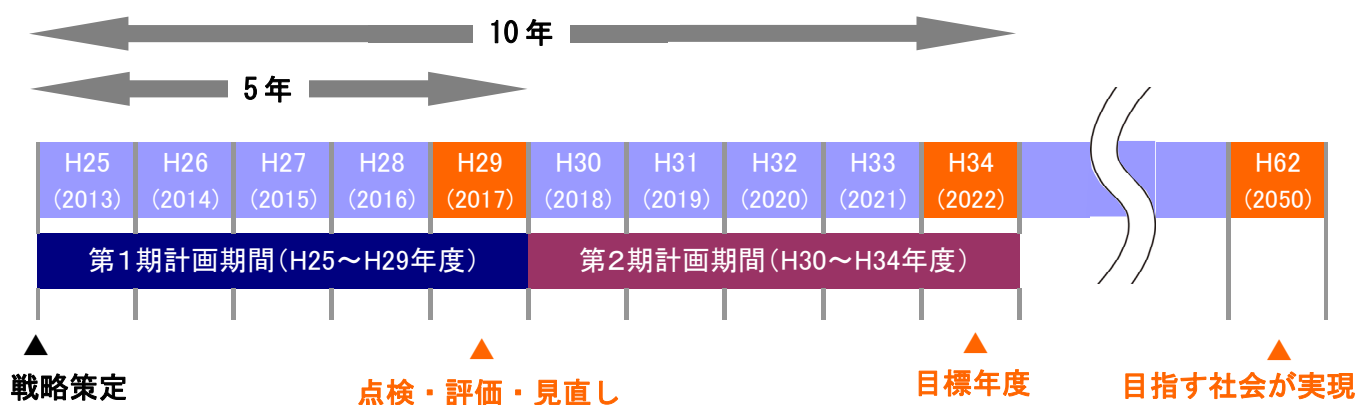
■ 計画期間

荒地が森に変わるためには長い月日が必要なように、自然を相手とする取組は、その成果がみえるまで時間がかかり、長期的なものとなります。そこで、目指す姿として中長期の将来像を描くこととし、「2050年の目指す社会」としています。

加えて、2050年の未来では、人口が現在の4分の3になるという推計値もあり、人口減少社会の到来など長期的な社会構造の変化を見通し、取組を検討する必要があります。例えば、これまで自然災害に脆弱な土地にまで居住地が拡大し、こうした地域の安全を確保するための社会基盤整備に大きなコストを要してきましたが、人口減少により国土利用に余裕を見いだせるこれからの時代は、人と国土の適切なあり方を再構築する好機ともいえます。このような長期的視点にたち、人と自然との関係性を検討していく必要があります。

次に、「2050年の目指す社会」を実現するために、今後10年間のうちに起こすべき行動を「行動目標」（73～74 ページ）としています。生物多様性の保全と持続可能な利用は、行政だけで成し得るものではありません。社会の様々な主体が起こす行動を「行動目標」としています。

最後に、具体的な施策の実行計画である行動計画について、5年間の計画期間を設定しており、この期間を戦略の計画期間としています。これは、施策の立案・実行・点検・見直しを短いスパンで確実に行うことで、施策の実効性を高めるとともに、目まぐるしく動く社会情勢に対応した弾力的な展開を担保するためです。



■ 対象区域

福岡県全域を対象区域とします。

コラム4 地域座談会の開催—県民とともに作った生物多様性戦略—

平成24年8月・9月の計6回にわたり、県民の皆さんの参加による地域座談会を開催しました。地域座談会では、県内各地の生物多様性の問題点や課題、守りたい自然や生きものなどについて意見を出し合い、グループごとに意見を発表しました。

地域座談会で出された意見（資料編に主な意見を掲載）については、本戦略の内容に反映し、県民の意見と各地域の実情をふまえた計画となるようにしました。



地域座談会（グループ討議）



地域座談会（各グループ意見発表）



地域座談会（専門委員による講演）



地域座談会における各グループ意見



「生物多様性を守るために私たちができること」（地域座談会・会場での意見掲示）